

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年5月29日（木）

担当課：消防本部 予防課

件 名：大和市火災予防条例の一部改正（催しにおける防火管理等）について	
提出理由：消防法施行令等の一部改正に伴い、大和市火災予防条例に多数の者の集合する催しにおける防火管理等に関する規定を設けるにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において、死者3名、負傷者56名にのぼる火災事故が発生した。 - 当該事故を受けて、平成25年12月に消防法施行令が改正され、多数の者の集合する催しにおける、火気器具の使用に関する規定が設けられた。 - これに伴い、防火管理、罰則、露店等開設の届出に関する規定を条例に追加する必要がある。 - 防火管理上、屋外で行われる大規模な催しについて、火災予防計画の提出を行わせることになるが、違反者に対する罰則規定を伴うため、横浜地方検察庁との協議を経た後、12月議会に条例改正案を上程する。 2. 条例改正の目的 - 祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催しにおける、主催者の責任と役割を明確にするなど、防火管理体制の構築を求める。 - また、防火管理体制の充実を図ることで、催しに参加する市民の安全と安心を確保する。 3. 条例改正の内容 (1)屋外催しに係る防火管理 - 消防長は、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として指定し、告示する。 「指定催し」の主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、消防長に提出する。	(2)罰則 - 火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して、30万円以下の罰金を適用する。 (3)露店等開設の届出 - 祭礼や縁日など多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用し、露店等を開設する者は届出をする。 4. 条例改正の手続き等 - 消防長が指定する「指定催し」の基準等については、神奈川県消防長会において協議を行う。各市では、その結果を踏まえ、「指定催し」に関する告示を行う。 - 対象火気器具等とは、総務省令で定めるもので、気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具をいう。 3(2)の罰則規程については、横浜地方検察庁との協議に要する期間を考慮し、平成26年12月に公布する。その後6ヶ月間周知を行い、平成27年7月の施行を予定する。 - また、3(2)に関連する3(1)と3(3)の規定については、平成26年12月の公布、平成27年1月の施行を予定する。 - 本市を含む県内10市において、当該案件に関する条例改正案を12月議会に上程する予定。
経 過 H25.12 消防法施行令の一部改正公布 H26.1 火災予防条例の一部改正の標準条例の通知	今後の予定 H26.6 市民意見公募手続きの実施 H26.7 横浜地方検察庁との協議開始 H26.12 議案上程 H27.1 改正条例施行(防火管理等) H27.7 改正条例施行(罰則)